

赤磐の新しい風

第2号

平成23年3月発行

赤磐の新しい風の会

発行責任者 丸山明

百条委員会で究明続く

赤磐市の土地購入に絡む 背任及び虚偽公文書作成疑惑

昨年の1月、赤磐市が市内2ヶ所の土地（周匝、是里・共に現職市議が所有）を不要不急であるにもかかわらず購入したとして、昨年1月井上市長が土地購入に深く関与した当時の副市長と職員3人を刑事告訴して1年2ヶ月が経過しました。

この間「赤磐の新しい風」の会は問題となっている土地を視察し、市長の取った『告訴』という行動に共鳴すると同時に、赤磐市民の立場から事実を明らかにしようとして「住民監査請求（赤磐市職員措置請求）」を、市の監査委員会に対して行いました。

しかし、請求できる期間が過ぎていたとの理由で請求は却下されました。

だからといって、貴重な市民の税金が不当に使われたのではないか、という疑念が消えるものではありません。

いずれ司法の判断が出る

市民目線で見た疑惑

赤磐市が2件の土地を購入したことに關して私たちが抱いている疑惑は

①地元の要望の有無②事業目的の客観的必要性③購入金額の適正性④行政の事務手続きの合法性⑤議会の合意など、の五点です。



この五点について百条委員会でも事実の解明に向けた努力がなされており、市民は継続して関心を寄せる必要があると思います。

と思われるが、告訴された日の翌日に設置された百条委員会でも事実の解明に向けた努力がなされており、市民は継続して関心を寄せる必要があると思います。

周匝の土地

面積109㎡

事業名 交差点改良事業

購入費用458万7660円

疑惑①百条委員会の証言に立った当時の区長は「交差点改良を要望したことはない」と証言した。

また元副市長は「平成19年5月頃に交差点改良の必要性を感じたので元吉井支所長に指示をした」「あの現状を見たときに交差点改良の必要性を感じた」「改良に必要な土地だから購入するようにという指示をした」「どのようように改良するかという具体的な必要性は、必要だから購入したとしか言えない」「部下に必要性

疑惑②「交差点改良工事の必要性」については、平成19年5月に購入した土地が現在に至るも放置されたままとなっており、何ら交通上の危険度の高い交差点であるとの指摘もされていない。

疑惑③是松元主幹の証言より、土地の所有者である現職市議より、周匝の土地を市に買い取ってほしいとの要請の電話があった。職場にかけてき、また自宅にも数回に及んであった。

交差点改良用地の価格は国道沿いの基準点を価格として（42000円/㎡）購入しているのも不自然だ。登録免許税10万円は副市長の指示で違法と知りながら支払った。

疑惑④支払いを担当した

元吉井支所建設課長は、上司の指示に従って行っただけだと証言。

吉井支所が支払いに妥当性を欠くと認識していながら、公金支出をする上で公務員としての自覚に欠ける証言が目だった。

また、購入の後に予算措置がなされたことに対して、執行部は、緊急を要する場合に許されると答弁。

しかし、今も未着工のままである。また、通常1ヶ月以内に行われる登記が、なぜか半年後であったのも不自然だ。

土地売買に際し土地を所有する現職赤磐市議が手続きを急ぐよう担当者に頻りに電話をかけていた事実も明るみに出ている。

元主幹の証言

今回の場合、登録免許税は現職市議が支払わなければならぬと認識していたが、元副市長の指示でやむなく市の負担とした。

事実

購入に当たった証人、当時税務協議の中で、交差点改良工事は平成20年に完了予定ということで税金の控除がなされている。

（裏面に続く）



疑惑⑤現職赤磐市議が長時間の発言を繰り返し、議会の議事進行を妨げた。現職市議一人で本会議質疑6割以上、ヤジ8割以上（平成21年度）産業建設常任委員会では9割以上ひとり発言、他の市町村でこんな議会があるのでしょうか。また、一昨年12月の委員会では4日間の審議。深夜まで議論。それでも議案審議が終わらずひとりで延々と……。さすがに傍聴者もあきれて家路に……。

他の総務文教、厚生委員会では日程どおり一日で終了。

是里の土地

面積5, 164㎡
事業名 残土置き場
購入費用 250万円
疑惑①当時の区長は土地売買の事実を百条委員会が視察に来るまで知らなかったほどであり、地元から要望はしていない。そればかりか、残土を置かれては困る、と証言。
疑惑②市は既に19万㎡の残土置き場を確保しており、新たに購入する必要はない。
疑惑③適正かどうか不明
疑惑④購入について議会、あるいは産業建設委員会へ報告する必要はあるにも関わらず、そうした手続きを経ず執行されている。

疑惑⑤議会の果たすべきチェック機能が働いていない。

百条委員会設置に5人の議員が反対

昨年1月に設置された百条委員会ですが、この設置の賛否を問う表決では5人の議員が反対しました。
議事が自ら真相を明らかにしようというのに反対者がいることが不思議です。
反対議員 山田、縦野、小引、北川、大口

求められる議会の正常化

周囲と是里の土地購入に関して、井上市長が深く関わった4人を告訴するという深刻な事態を招いた原因は、最終的には議会が正常に機能していないことにあります。議会の本会議や各委員会では

縦野委員出席せず

「赤磐の新しい風」の会は今回の土地取引に関して住民監査請求をしま

賛成10、反対10、佐藤議長採決で否決。

賛成議員 小倉、岡崎、小田、下山、海野、実盛、福木、山下、川澄、行本
反対議員 山田、森川、縦野、小引、北川、松田、大口、川手、金谷、治徳

喚問不出頭による荒島前市長の告発に11人の議員が反対

決されたことは、議長をはじめとして法を守れない議員が半数いるということ。さらに、議決の前に私たち傍聴者にはまったく理解できないことが起こりました。
原田議員が登壇し、一言意見を述べると議長より

決されて可否同数となり議長の採決で否決。なにか仕組みられたようにも見えました。
議会が再開する前に当の議員から「懲罰動議」があるかもしれないから良く聞いていて、といわれた言葉が理解できませんでした。

100条委員会で賛成多数でしたが、本会議では佐藤議長の採決で否決されました。
小倉委員長が、地方自治法100条9項に「不出頭の場合は告発しななければならない」と規定されている、と再三説明していたにもかかわらず否

り注意。怒号が飛び交う中で当の議員は『どうして』と説明を求めたが、結局、休憩の後、退場処分に。議長の処分は「問答無用」としか傍聴者には見えませんでした。
そして、原田議員が退場の後、上記の議案が採

化に逆行する最低の議会でした。
傍聴者の中にはリコーの音が上がり、怒りの声が上がり、市民の皆様、傍聴に参加し市民のための議会を取り戻そうではありませんか。

のチェック機能が生かされていれば今回のような問題は発生しなかったはず。

これから不当な税金支出が続くこととなります。今回の2件の疑惑を解明する必要がありますが、

私たち「赤磐の新しい風」の会が真に目指すものは議会や委員会の正常化です。

不明瞭な取引はこの周囲と是里だけではありません。他にもいくつか存在します。このままでは

東北・関東大震災で被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

「赤磐の新しい風」の会へのご参加をお待ちしています。

待望の事務局設置

住所 赤磐市山陽4丁目2の30

TEL・Fax 086・955・3633

「赤磐の新しい風」の会事務局